

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

第13条第1項中「災害情報収集車」を「無線中継車」に、「電源照明車，空気充てん車」を「空気充填照明車」に改め，「，クレーン車」を削る。

別表第2 左京消防署の項中

「

左京第4消防隊	ポンプ車	岡崎消防出張所	を削り，
左京第5消防隊	化学車		

」

「

左京第10消防隊	ポンプ車，器材搬送車	花背消防吏員駐在所	を
----------	------------	-----------	---

」

「

左京第10消防隊	ポンプ車，器材搬送車	花背消防吏員駐在所	に改め，同表
中部救助隊	救助工作車，ポンプ車	岡崎消防出張所	

」

中京消防署の項中

「

中部救助隊	救助工作車	寺町消防出張所	を削り，
-------	-------	---------	------

」

「

中京第2救急隊	救急車	四条消防出張所	を
---------	-----	---------	---

」

「

中京第2救急隊	救急車	四条消防出張所	に改め，同表
中京第3救急隊	救急車	寺町消防出張所	

」

山科消防署の項中

「

山科第1消防隊	ポンプ車	を
---------	------	---

」

「

山科第1消防隊	ポンプ車，電源照明車
---------	------------

」に，

「

山科第5消防隊	電源照明車	本 署
山科第1救急隊	救急車	

」を

「

山科第1救急隊	救急車	本 署
---------	-----	-----

」に改め，同表

西京消防署の項中「，電源照明車」を削り，同表局の項中「大型救助工作車」を「大規模震災用高度救助車」に，「災害情報収集車」を「無線中継車」に，「電源照明車，空気充てん車」を「空気充填照明車」に改め，「，クレーン車」を削る。

別表第3左京消防署の項中「左京消防署」を「中京消防署」に，「左京兼任救助隊」を「中京兼任救助隊」に，「左京第1消防隊」を「中京第1消防隊」に改める。

附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)